平成２８年（フ）第３２１号
岡山市北区下伊福上町14番14号パレスシモイフク109、旧住所香川県丸亀市綾歌町富熊5033番地１
債務者　緒方　清彦
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２６号
岡山市北区今１丁目６番29号シャルム今201号、旧住所岡山市中区江崎734番地17
債務者　田邉　祐美
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
熊本県山鹿市山鹿547番地７
債務者　稲田　英次
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1330番地２
債務者　緒方あけみ
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
東京都八王子市大和田町６丁目14番５号メゾン・ド・ノア大和田510号
債務者　柿島　　優
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３７号
静岡市駿河区小鹿１丁目49番３号　コーポラス清樹203号、旧住所静岡市駿河区みずほ２丁目15番地の７　ビラＫ＆Ｙ303号
債務者　高野　富久
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５３８号
大阪市旭区新森４丁目12番15―303号
債務者　髙橋　章夫
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８５号
大阪府茨木市中村町３番７号ハイツエム206号
債務者　吉田真希子
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９５号
大阪府東大阪市日下町３丁目４番18号　ゆきみマンション　302号、前住所大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番３号　ラフィネ・アンシャンテ　602号
債務者　金元　直哉
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２８号
大阪市東淀川区東中島１丁目６番３―702号、前住所大阪市浪速区桜川４丁目12番15号　桜川パークヒルズ　602号
債務者　山浦　　恵
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７００号
東京都八王子市南大沢４丁目15番地５―301
債務者　一瀬　京子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０７号
川崎市中原区宮内４―17―５―305、住民票上の住所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘５番４号日和佐方
債務者　日浦　孝浩
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月15日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８１６号
東京都福生市大字福生199番地マロンハイツ101号室
債務者　金澤　茂代
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８４８号
東京都町田市木曽東３丁目16番21―402号
債務者　畠山　幸二
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
長崎県南島原市有家町石田565番地
債務者　大槻久美子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月28日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係